

大口町内事業者休業時支援補助金

町内の事業者が医師の診断が伴う病気やけが（検査、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者も含む）により、事業所（店舗）を休業するなど、事業活動の停止を余儀なくされた場合に、事業者が安心して事業活動を再開し、営んでいけるようにするため、補助金を交付します。

※令和5年1月以降の休業が対象
対象

- 従業員が20人以下の事業者で、休業後に事業活動を再開する意志がある次の法人または個人事業主
- ▽町内に主たる事業所があり、事業活動による収入がある法人
- ▽町内に住民票があり、事業活動による収入（事業所得）が生計を維持するための主たる収入である個人事業主（株式の譲渡や先物取引による収入を除きます）

要件 事業者本人または一定数の従業員が、医師の診断が伴う病気やけが（検査、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者も含む）により、連続して3日以上（定休日を除く）事業活動を停止した場合

補助金額

1日1万円（上限25日間） 25万円

申請方法

事業活動を再開した日または、休業後25日が経過した日のどちらか早い方の翌日から起算して2週間以内に、申請書類および添付書類を作成し申請してください。

※医師の診断により、長期にわたり事業活動ができないことが明らかな場合は、休業中（事業活動の再開前）でも申請することができます。

申請書類 交付申請書に添付する申請書類は次のとおりです。

- ▽事業活動をおこなっていることが分かる書類
- 直近の確定申告書の写し、事業所（資機材）等の写真
- ▽事業活動を停止したことが分かる書類
- 医師の診断書、休業の告知書類（ポスター、チラシ等）

※申請には、申請内容に不正がないことに関する誓約書の提出が必要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ先

企業支援課 ☎95-1623



「学校生活管理指導表」作成費用の助成

小・中学校（国立・私立・特別支援学校含む）に通う児童生徒の方が、アレルギー等により学校での配慮が必要な際に小・中学校へ提出する「学校生活管理指導表」作成に必要な費用の一部を助成します。

助成対象者

アレルギーまたは心臓疾患・腎臓疾患を有すると診断されている児童生徒のうち、当該児童生徒が在籍または入学予定の学校長が学校生活管理指導表の提出を必要と認める者の保護者で、町内に住所を有する方

助成金額 年間 3000円を上

限とする

申請期間

学校生活管理指導表を取得した日

の属する年度内

申請場所

- ① 町内の小中学校に通う場合
↓在籍する学校
- ② 国立・私立・特別支援学校に通う場合
↓学校教育課窓口

※②の場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日、正午から午後1時を除く）

申請に必要なもの

- ▽大口町学校生活管理指導表作成助成金交付申請書兼請求書
- ▽学校生活管理指導表の作成に係る領収書の写し
- ▽振込先の口座の写し（申請者と同一名義に限ります）

問合せ先 中央公民館 2階

学校教育課 ☎95-4446

献血への協力ありがとうございました

大口町献血協議会が12月9日（金）に大口町役場で実施した献血に、29人のご協力をいただきました。ご協力いただきました皆さん、ならびに

受付まで足を運んでくださった皆さん、誠にありがとうございました。

問合せ先 ほほえみプラザ 1階

福祉ごども課 ☎94-1222